

資料5

緊急時対応に係る訓練基本方針(仮称)等の策定について

令和2年12月2日
原 子 力 規 制 庁

1. 背景・目的

原子力規制庁（以下「規制庁」という。）では、緊急時対応能力の維持・向上を目的として様々な訓練や研修を実施している。

緊急時対応は、通常時の組織編成とは異なる態勢（いわゆる機能班など）で行われるため、訓練及びそのマネジメントもそれに沿ったものである必要がある。

東京電力福島第一原子力発電所事故から約10年を経過し、当時の緊急時対応を経験した職員が減少していく中、規制庁の各職員が事故の教訓等を継承し、組織的かつ継続的に緊急時対応能力を向上させるため、緊急時対応に係る訓練基本方針(仮称)（以下、「基本方針」という。）を策定し、その下で計画的に各種訓練や研修を実施することとした。

2. 基本方針の構成(案)

① 理念

原子力災害が発生した際の組織として及び各職員としてのるべき姿を示すとともに、平時における備え（＝訓練や研修など）がいかに重要かを論じる。

② 緊急時対応に必要とされる能力

緊急時対応組織の機能及び要員の役割を踏まえ、それを果たすために必要とされる能力（例えば、原子力に関する技術的知識、機器操作、他機能班員との連携など）の水準を示す。

③ 能力維持・向上の取組み

②で示した能力を維持・向上させるための取組みの全体像（例えば、受講する訓練・研修や中核要員の後進育成の方針）を示す。

④ マネジメント

各職員が、こうした取組みに参加し、個人及び組織として緊急時対応能力の維持・向上が図られるようマネジメントの仕組み（各部署の役割、年度ごとのマネジメントフレームなど）を示す。なお、こうした取組みは内閣府（原子力防災担当）と連携する。

3. 検討の進め方

基本方針は規制庁として策定するものとし、原子力規制委員会における議論を経て、その了承を得て年度内を目途に策定する。

4. 基本方針の具体化

基本方針策定後は、2. ④のマネジメントの仕組みに沿って、各職員が所定の訓練等に参加し、緊急時対応能力の維持・向上が図られているかを毎年度確認し、また、その状況を適宜原子力規制委員会にも報告する。